

市民税非課税世帯等の低所得世帯対象



エアコンの 購入・設置費用を 補助します

申請期限

令和9年2月1日までに事前調査
依頼の申請を済ませてください

※申請手続きについては裏面をご覧ください
※期限内でも予算がなくなり次第終了します

補助上限額

10万円

経済的な理由から自宅用のエアコンの購入が困難な低所得世帯へ、夏季の熱中症による健康被害を予防することを目的にエアコンの購入・設置費用を補助します。

対象世帯

申請時およびエアコン設置時に青梅市民であり市税の滞納がなく、自宅にエアコンがない、もしくは故障により使用できるエアコンが1台もなく、下記①から③のいずれかに該当する世帯。

①世帯員全員が令和8年度の市民税（令和8年度の市民税が確定していない場合は前年度の市民税）が非課税、もしくは均等割のみ課税の世帯。

②児童扶養手当を受給しているひとり親世帯。
③生活保護世帯。ただし、生活保護制度で支給対象となる場合は対象外。

①と②の世帯の補助対象経費と補助金上限額

補助対象経費	補助金上限額
エアコン本体費用、 配送費、設置工事費、 撤去費、リサイクル費	100,000円

③の世帯の補助対象経費と補助金上限額

補助対象経費	補助金上限額
エアコン本体費用	78,000円
配送費、設置工事 費、撤去費、リサ イクル費	10万円からエアコン本 体費用(上限7万8千円) を差し引いた額の範囲内

※補助金上限額を超えた分は自己負担となります。

※補助は1世帯1回限り。

※補助金額は上記の表に掲げる補助金上限額もしくは実際に支払った額のいずれか少ない額となります。

対象機器等

補助の対象となるエアコンは、**1世帯あたり1台まで**とし、下記の要件を全て満たし、店舗または事業者から購入したものとなります。

- ・壁または窓枠等に固定して使用するエアコン。ただし、住宅の構造等を理由にエアコンを壁または窓枠等に固定して設置することが困難であると認める場合は別途相談となります。
- ・事業で使用するものでないこと。
- ・申請者が居住する青梅市内の住宅に設置するもの。

事前調査依頼→エアコン購入→申請→補助金交付まで

1 事前調査依頼（申請者→市）※申請期限：令和9年2月1日

補助を受けようとする世帯の代表者（申請者）は、エアコンを設置する前に、「青梅市エアコン設置支援補助金事前調査依頼書」に申請者の本人確認書類（マイナンバーカードの表面、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書）のコピーを添えて申請してください。なお、申請は郵送やオンラインでもできます。

2 訪問調査（市→申請者）

自宅にエアコンがない、もしくは故障している状態を確認するため、市の担当者が申請者の自宅を訪問し現地調査を行います。事前に担当者から訪問日時の調整のためお電話させていただきます。

3 審査結果の通知（市→申請者）

「事前調査終了通知」にて、審査結果（該当か非該当か）をお知らせします。

4 エアコンの購入・設置（申請者）

事前調査終了通知にて対象世帯に該当した方は、速やかに店舗または事業者からエアコンを購入してください。

購入の際には必ずエアコンの購入および設置費用の支払いと内訳が確認できる領収書等をもってください。なお、訪問調査前に設置されたエアコンは補助の対象とはなりません。

5 交付申請書および領収書等の提出（申請者→市）※申請期限：令和9年3月31日

エアコンの設置後は、速やかに「エアコン設置支援補助金交付申請書」および領収書等（支払いと費用の内訳が確認できるもの）のコピーを揃えて申請してください。なお、賃貸住宅にお住まいの方は、貸主（大家、管理会社等）の承諾書も合わせて提出してください。

6 補助金交付決定通知（市→申請者）

市が補助金額を決定したら「エアコン設置支援補助金交付決定通知」にてお知らせします。

7 補助金請求書の提出（申請者→市）

市からエアコン設置支援補助金交付決定通知が届きましたら「青梅市エアコン設置支援補助金請求書」を提出してください。

8 補助金の交付（市→申請者）

申請者からの請求書を受領後、市が指定口座に補助金を振り込みます。

事前調査依頼、交付申請および請求先

オンライン申請のURLと二次元コード

事前調査依頼 ▶ <https://logoform.jp/form/LaiY/1478780>

補助金交付申請 ▶ <https://logoform.jp/form/LaiY/1488188>

補助金の請求 ▶ <https://logoform.jp/form/LaiY/1488558>

郵送申請の宛先

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
青梅市 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係



事前調査依頼



交付申請



補助金の請求

問い合わせ先

青梅市 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係
電話：0428-22-1111（内線2176）
受付：平日9時～17時（12時～13時を除く）

